

1人で  
悩まないで!

# なくそう! DV

横浜市には、**横浜市DV相談支援センター**があります。

まずは電話相談窓口にご相談ください。



## 横浜市DV相談支援センター〔電話相談窓口〕



**045-671-4275**

月曜～金曜 9:30～12:00、  
13:00～16:30  
(祝日・年末年始を除く)

**045-865-2040**

月曜～金曜 9:30～20:00  
土曜・日曜・祝日 9:30～16:00  
(第4木曜・年末年始を除く)

※性別を問わず受け付けています。

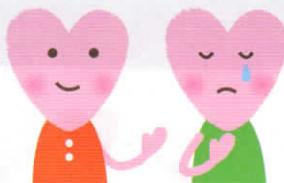
※横浜市各区福祉保健センターや警察署・交番でもご相談に応じています。

## DV相談支援センターの支援内容

- 配偶者等からの暴力の相談をお受けします。
- 問題の解決に向けた情報や制度、相談機関等をご案内します。
- 緊急時の安全を確保するための相談に応じます。
- 保護命令<sup>※</sup>に関する相談に応じます。

※身体的暴力もしくは脅迫を受けた被害者からの申立てを受けて、裁判所がさらなる配偶者からの暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害が加えられるおそれがあると判断した場合に、保護命令が発令されます。保護命令には「接近禁止命令」と住居からの「退去命令」があります。

1人で  
悩まないで!



実は…

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

被害者・加害者の性別や間柄を問わず、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

横浜市は、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護、自立支援のための施策に取り組んでいます。

緊急時は**110番**してください。

## その他の相談窓口

(※受付日は、年末年始を除きます。)

### ● 神奈川県配偶者暴力相談支援センター

○ かながわ県民センター窓口    ○ かながわ女性センター窓口

**045-313-0745**

月曜～金曜9:00～21:00  
(祝日の金曜を除く)  
※21:00～9:00は緊急時  
連絡先となります。

**0466-27-9799**

火曜～日曜9:00～12:00、  
13:00～17:00  
(祝日の火曜～木曜を除く。  
木曜は12:00まで)

○ For Foreigner 多言語相談【DV相談／サポート相談】

**050-1501-2803** Monday—Saturday 10:00～17:00

\*English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Thai, Tagalog  
(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語)

### ● 女性への暴力相談「週末ホットライン」

**045-451-0740** 土曜・日曜、祝日の金曜17:00～21:00

### ● 男女共同参画センター横浜

【心とからだと生き方の電話相談センター】

**045-871-8080** 毎日9:00～16:00

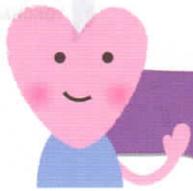
祝日を除いた月曜と金曜は18:00～20:00  
(第4木曜を除く)

### ● 神奈川県警察本部

○ 女性・子どものための相談(ストーリー、DV被害等)

**045-651-4473** 月曜～金曜8:30～17:15

(祝・休日を除く)



## 配偶者や恋人など身近な人からの暴力が原因で悩んでいませんか？

パートナーが怖くて、おびえることがある！



このような行為はすべて暴力です。

胸ぐらを  
つかまれたり、  
殴るふりをして、  
おどされた

一方的に大声で  
どなられたり、  
ののしられた

携帯電話を  
チェックされたり、  
監視された

生活費をもらえない  
学費を払わない

性行為を  
強要された

殴られる  
蹴られる

大切にしてい  
るものを  
壊された

子どもの前で  
暴力や暴言  
などがあつた

「外で働くな」  
など  
命令された

避妊に協力  
しない  
中絶させられた

物を  
投げつけられたり、  
暴れて  
家を荒された

浮気をして  
いないのに、  
しつこく疑われたり、  
責められた

親族に  
会えないなど、  
外出制限される

無断で借金を  
重ね、責任を  
とられた

見たくないのに  
無理やりポルノを  
見せられた

「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがある」と思っていないですか？  
暴力はふるう側の問題です。誰もが暴力を受けずに安全に暮らす権利があります。

**こんな時には、がまんしないで、早めに相談を！**



## もしあなたが身近な人に相談されたら？

- プライベートなことは話しづらいものです。「よく話してくれましたね」という姿勢で話を最後までじっくり聞いてください。
- 「あなたにも問題があるのよ」「別れればいいのに」などと、被害者を責めるような言い方はしないでください。暴力の責任はふるった側にあります。
- 暴力の被害体験を興味本位に聞き出したり、第三者に話したりしないでください。
- 被害者の居場所を加害者に知らせるなどは絶対に避けてください。
- 家族や友人に“DV”で困っている人がいたら、専門の窓口にご相談するようにすすめてください。

